

【議 題 3】

その他【報告事項】

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1. 保健事業の一層の推進について | ・・・P1 |
| 2. マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について | ・・・P5 |
| 3. その他 | ・・・P9 |

- 協会ではこれまで、35歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診、特定保健指導を中心とした保健事業に注力してきたが、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するうえでは、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進することが必要である。
- また、国で整備が進められている医療DXのインフラも活用しつつ、より多くの加入者の健診結果等を若年から経年的に保有し、これらのビックデータを活用することで、保健事業の一層の推進を図る必要がある。
- これらのことを踏まえ、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者及び被扶養者を対象に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を行う。

具体的な見直し（案）

被保険者

人間ドックに対する補助の実施

- 一定の項目を網羅した人間ドックに対する補助を実施

若年層を対象とした健診の実施

- 20歳、25歳、30歳に実施

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 「骨粗鬆症検診」を実施
- 検査項目や健診単価の検証・見直しの実施

被扶養者

被扶養者に対する健診の拡充

- 被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充

重症化予防

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施

実施内容について

令和7年度

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- ▶ 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施。なお、この取組については、令和6年度に保険者努力重点支援プロジェクトの中で、3支部（北海道・徳島・佐賀）において外部有識者の助言も得ながら実施中。
- ▶ 事業所に対するメンタルヘルスに関するセミナー及び出前講座の実施に係る体制を整備。

人間ドックに対する補助の実施

- ▶ 年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助（25,000円）を実施。
- ▶ 円滑な制度開始及び健診実施機関の質の確保の観点から、人間ドック補助実施機関は日本人間ドック・予防医療学会等が実施する第三者認証（健診施設機能評価等）を取得していることを条件にするほか、特定保健指導の実施体制を有すること等を条件とする。

令和8年度

若年層を対象とした健診の実施

- ▶ 就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とする。
- ▶ 検査項目については、国の指針等を踏まえ、生活習慣病予防健診の項目から、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとする。

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- ▶ 健康日本21（第三次）の内容等も踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- ▶ 生活習慣病予防健診の検査項目や健診単価については、協会発足以来、見直しを行っていないことから、国の指針やマニュアル、人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、健診の内容及び費用について別途検証・見直しを行う。

令和9年度

被扶養者に対する健診の拡充

- ▶ 被扶養者に対する健診について、被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充する。なお、現行の特定健診の枠組みは維持する。

施策実施に伴う増加額（見込） 令和7年度0.1億円程度、令和8年度280億円程度、令和9年度160億円程度

制度変更後の健診体系図（令和9年度以降：被保険者・被扶養者共通）

- 令和8年度から、35歳以上の被保険者を対象に人間ドックに対する費用補助を実施するほか、生活習慣病予防健診の一般健診について、新たに20歳、25歳、30歳を対象とする（胃・大腸がん検診の検査項目を除く）。
- 従来40歳から5歳刻みで一般健診に追加可能としていた付加健診について、一般健診及び付加健診の項目を統合し、新たに「節目健診」を新設する。また、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- 令和9年度から、被扶養者を対象とした健診について被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充する。なお、制度変更後の健診体系では被保険者と被扶養者の健診内容等は同一となるが、現行の被扶養者に対する特定健診については引き続き実施する。

健診の種類	受診対象者の年齢				
	～19歳	20～34歳	35～39歳	40～74歳	
人間ドック			35歳以上（毎年受診可）		
生活習慣病予防健診等	節目健診			40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方	
	一般健診		35歳以上（毎年受診可）		
	一般健診（若年）	20歳、25歳、30歳の方			
	子宮頸がん検診	20歳以上の偶数年齢の女性			
	乳がん検診			40歳以上の偶数年齢の女性	
	骨粗鬆症検診			40歳以上の偶数年齢の女性	
	肝炎ウイルス検査	一般健診を受診する方（過去に受けた方は除く）			
特定健診			40歳以上の被扶養者		

令和4年度

LDLコレステロール値に着目した受診勧奨の実施

- ▶ 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。

令和5年度

生活習慣病予防健診（一般健診）の自己負担の軽減

- ▶ 健診実施率の向上のため、38%（7,169円）の一般健診の自己負担について、総合健保組合の水準を参考に28%（5,282円）に軽減。
※ 自己負担30%の生活習慣病予防健診の乳がん検診・子宮頸がん検診のほか、肝炎ウイルス検査についても、自己負担を28%に軽減。

付加健診の自己負担の軽減

- ▶ 疾病の早期発見等の目的、健保組合の実施状況、定年延長の状況等を踏まえ、50%（4,802円）の付加健診の自己負担について、28%（2,689円）に軽減。

付加健診の対象年齢拡大

- ▶ 疾病の早期発見等の目的、健保組合の実施状況、定年延長の状況等を踏まえ、対象年齢を「40歳、50歳」から「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」とした。

令和6年度

被扶養者の集団健診時におけるオプション健診の拡充

- ▶ 被扶養者の特定健診実施率の向上のために行っている集団健診（協会主催）時のオプション健診について、健康日本21（第三次）の目標等を踏まえ、内容の見直し及び項目の拡充を図った。
※ 「骨粗鬆症検診」、「歯科検診」、「眼底検査」を支部の実情に応じて選択可能。

重症化予防対策の充実

- ▶ 高血圧等に係る未治療者に対する受診勧奨について、被扶養者及び協会が事業者健診結果データを取得した者に拡大。

支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業の実施

- ▶ 医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等の実施。

2. マイナ保険証利用促進のための取組

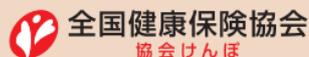
【広報関係】

令和6年度	納入告知書同封チラシ (日本年金機構から県内事業所へ送付)	健康保険委員だより (健康保険委員約5,100名に送付)	その他
6月以前			【社会保険ふくしま5,6月号】 マイナ保険証のメリット
7月	資格情報のお知らせ発行について		【社会保険ふくしま7,8号】 マイナ保険証移行後の受診方法
8月	マイナンバー専用ダイヤルの設置	資格情報のお知らせ発送 マイナンバー専用ダイヤルの設置	【社会保険ふくしま9,10月号】 マイナンバーカードの取得方法 事業主の皆さまへのお願い
9月	新規保険証の発行廃止 現行保険証の経過措置		
10月	  <p>マイナ保険証 移行後の受診方法</p>		10/13(日)新聞広告掲載 福島民報新聞/福島民友新聞   <p>記事下全5段</p>
11月	マイナンバーカードの取得方法 マイナ保険証の利用登録方法	  <p>(A3両面) マイナ保険証 移行後の事業所宛て送付物など</p>	県内6か所の 商工会議所 会報誌に チラシ折込   <p>(A4両面)</p>

【研修会・関係団体への協力依頼】

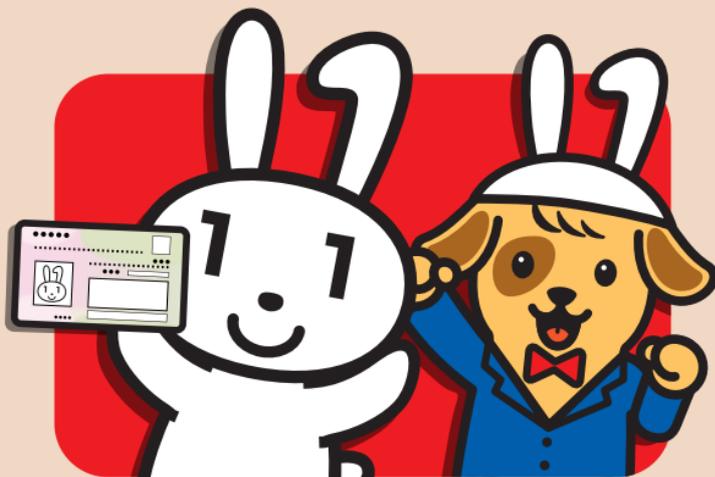
令和6年度	研修会	協力依頼
5月以前	郡山社会保険委員会 理事会 白河社会保険委員会 総会 郡山社会保険委員会 総会	
6月	算定基礎届等事務講習会 県内6か所にて説明 福島市 郡山市 いわき市 会津若松市 相馬市 白河市 (合計受講員数 695人)	福島県社会保険労務士会 福島県商工会議所連合会 福島県商工会連合会 福島県中小企業団体中央会 } 訪問 広報協力依頼
7月	福島県社会保険委員会連合会 定期役員会	福島県建設業協会：参加事業所へのチラシ送付依頼
8月		福島県建設産業団体連合会：参加団体へチラシの送付依頼
9月	白河社会保険委員会 研修会	福島県商工会議所連合会幹事会にて説明及び広報協力依頼
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険事務講習会 県内9か所 実施予定 10/17 福島市 10/25 相馬市 10/18 福島市 10/28 南相馬市 10/22 いわき市 10/29 棚倉町 10/23 白河市 10/30 須賀川市 10/24 郡山市 ・ 10/18福島県社会保険労務士会福島支部 研修会 	<div data-bbox="1191 793 2042 1436" data-label="Complex-Block"> <h2 style="text-align: center;">【その他】</h2> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>R 6.10~</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LP (ランディングページ) を作成。 ・ パナー広告等からLPに誘導。 ・ ホームページからもLPに掲載。 </div> <div style="text-align: center;">  <p>窓あき封筒に利用促進原稿を掲載</p> </div> </div> </div>
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険事務講習会 県内3か所 実施予定 11/1 二本松市 11/5 会津若松市 11/6 田村市 	

事業主のみなさまへ



これからは 保険証のルールが変わります。

保険証は、マイナ保険証へ。



2024年12月2日に保険証は廃止となり
「マイナ保険証」の活用を基本とする制度に変わります。

※発行済みの保険証は最大一年間使用可能です。

マイナ保険証とは



マイナンバーカードを**保険証**として
登録・ご利用いただくことで、
従来の保険証よりも**便利で、**
よりよい医療を受けられるようになります。

事業主の皆様へのお願い



資格取得届・被扶養者異動届を提出する際はマイナンバーを記載して、
就職後5日以内に日本年金機構にご提出ください。

通常、日本年金機構が資格取得届等を受理してから2～5営業日程度でマイナ保険証が使えるようになりますが、
マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまでに時間を要する場合があります。
なお、その場合は「データ登録未完了のお知らせ」をお送りしてマイナ保険証が使えるようになるまでに時間を要する
ことをお知らせします。

マイナンバーを記載してください

マイナ保険証をお持ちでない方で
資格確認書の発行を希望される方は
こちらにチェックをお願いします。



従業員の皆様に対し、医療機関や薬局での受診の際には、
ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけてください。

※健康経営優良法人認定制度の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取り組み
状況が追加される予定です。

マイナ保険証についての特設サイトはこちら



お問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル(デジタル庁開設)

☎ **0120-95-0178**

平日9:30～20:00 土日・祝日9:30～17:30

※年末年始を除く

※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載した
スマートフォンの紛失・盗難に関することは24時間受付

受付内容

- マイナンバーカード、通知カードに関すること
- マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関すること
- マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

TEL **0570-015-369**

8:30～17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

受付内容

- マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、
資格確認書に関すること

3. その他

①自動音声案内の導入について

「資格情報のお知らせ」の1回目送付（令和6年9月）に伴い、協会けんぽでは令和6年9月2日からマイナンバーコールセンターを設置し、これに合わせて自動音声案内を導入しました。

【協会】マイナンバーコールセンター

協会けんぽでは、↓の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。

マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、資格確認書 等

0570-015-369 (運用中)

設置期間: ~令和8年2月28日 (予定)

上記のコールセンターでは、22か国語に対応。加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。

自動音声案内の導入

福島支部代表番号 024-523-3915

※資格情報のお知らせ、資格確認書等、マイナ保険証に関するお問い合わせは自動音声案内で上記コールセンターにおつなぎします。

②年金事務所での申請用紙の配布終了について

令和6年12月末をもって、協会けんぽ申請用紙の年金事務所への設置を終了することとなりました。

令和7年1月以降、協会けんぽの申請書は次の方法で入手いただくことができます。

協会けんぽホームページ
からダウンロード

支部へ郵送依頼



申請書ネットプリント
(コンビニ設置のマルチコピー機
/有料)